

## 定期自主検査指針（冷凍保安規則関係）KHKS 1850-4 総則の改正の件

改正案	現行
<p style="text-align: center;">定期自主検査指針（冷凍保安規則関係）KHKS <u>1850-5</u></p> <p><b>I. 総 則</b></p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本指針は、冷凍保安規則(以下「冷凍則」という。)の適用を受ける製造施設に係る高圧ガス保安法第35条の2に規定する定期自主検査について適用する。</p> <p>2. 検査項目及び検査方法</p> <p>技術基準の適合状況（許可時に要求された性能を満足しているかどうか）について、II. 定期自主検査の方法に従い、検査項目に応じた方法、周期にて検査を行う。</p> <p>なお、冷凍則第44条第3項の規定により、定期自主検査では耐圧試験に係る検査を実施する義務はないが、保安検査において定期自主検査の実施記録により検査する場合の対応として、本指針には耐圧性能に係る検査項目も規定している。</p> <p>また、冷凍則第69条等の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る定期自主検査等であって、本指針を適用することが適当でない場合にあつては、本指針の内容に関わらず適切な方法により行うことができる。</p>	<p style="text-align: center;">定期自主検査指針（冷凍保安規則関係）KHKS <u>1850-4</u></p> <p><b>I. 総 則</b></p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本指針は、冷凍保安規則(以下「冷凍則」という。)の適用を受ける製造施設に係る高圧ガス保安法第35条の2に規定する定期自主検査について適用する。</p> <p>2. 検査項目及び検査方法</p> <p>技術基準の適合状況（許可時に要求された性能を満足しているかどうか）について、II. 定期自主検査の方法に従い、検査項目に応じた方法、周期にて検査を行う。</p> <p>なお、冷凍則第44条第3項の規定により、定期自主検査では耐圧試験に係る検査を実施する義務はないが、保安検査において定期自主検査の実施記録により検査する場合の対応として、本指針には耐圧性能に係る検査項目も規定している。</p> <p>また、冷凍則第69条等の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る定期自主検査等であって、本指針を適用することが適当でない場合にあつては、本指針の内容に関わらず適切な方法により行うことができる。</p>

<p>3. 検査記録</p> <p>3. 1 検査記録の作成</p> <p>検査実施者は、2.の方法に従い、検査を実施した後検査記録を作成する（記録様式例及び記載例をⅢ.様式に示す。）。</p> <p>3. 2 検査記録の保存</p> <p>検査記録は、原則として製造施設が存続する間保存する。</p> <p><b>Ⅱ. 定期自主検査の方法</b></p> <p>省略</p> <p><b>Ⅲ. 様式</b></p> <p>以下省略</p>	<p><u>一方、通達により、「定期自主検査は、事業者が自ら実施するものであるが、高圧ガス保安協会が自主的に実施している冷凍施設検査をもって事業者の自主検査とすることは差し支えない。」旨、規定されている。</u></p> <p><u>従って、本指針のⅡ. 定期自主検査の方法は、高圧ガス保安協会が行う冷凍施設検査の方法として規定している。</u></p> <p>3. 検査記録</p> <p>3. 1 検査記録の作成</p> <p>高圧ガス保安協会の冷凍保安検査員は、2.の方法に従い、検査を実施した後検査記録を作成する（記録様式例及び記載例をⅢ.様式に示す。）。</p> <p>3. 2 検査記録の保存</p> <p>検査記録は、原則として製造施設が存続する間保存する。</p> <p><b>Ⅱ. 定期自主検査の方法</b></p> <p>省略</p> <p><b>Ⅲ. 様式</b></p> <p>以下省略</p>
--	---